

(第58回定時株主総会招集通知添付書類)

第 58 期 報 告 書

自平成17年4月1日

至平成18年3月31日

営 業 報 告 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
利 益 処 分 案
会計監査人の監査報告書謄本
監査役会の監査報告書謄本
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本



東都水産株式会社

営業報告書

(自平成17年4月1日)
(至平成18年3月31日)

I 営業の概況

(1) 当社グループの営業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、前年の流れを引き継ぎ大企業や製造業の企業収益改善を背景に、設備投資が増加するなど堅調に推移し、個人消費も僅かながら回復への兆しを見せました。一方、世界的な天候不順、原油など原材料の高騰や食料品の安全性をめぐる問題が注目され、食品流通業界におきましては、「平成17年平均東京都都区部での消費者物価指数の7年連続下落」が示すように依然厳しい状況で推移いたしました。

水産物卸売市場業界におきましては、魚価はいくぶん持ち直したものの、市場外流通との競合激化とも相まって取扱数量の減少が続き、売上高向上に苦戦する厳しい営業環境で推移いたしました。

このような状況のなかで当社グループは、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」に則り、取扱商品の品質の向上に努め、消費者のニーズと消費形態の変化を見極め、グループ会社間の連携を密にして効率的な集荷・販売に努力し、経営基盤の強化を図ってまいりました。

当連結会計年度における部門別の売上概況は次のとおりであります。

当社グループの主要部門である卸売事業では、鮮魚はカツオ・サンマ・養殖魚において豊漁等で単価を下げ売上減となりました。冬期は大シゲが続くという悪条件はありましたが、アジ類・エビ類・カニ類・貝類は売上を伸ばし、主力商品の鮪類は蓄養物の増加等で前年並みとなりました。

冷凍魚は、数年前より顕著になりつつあった日本以外の水産物消費量増大の傾向が益々強まり、海外産地価格が上昇し、冷凍エビ、カニ、サバの搬入量が減少しました。鮪類は蓄養物を含め取扱量が増え、冷凍イカ、ギンダラ、鮭鱒も順調に集荷販売されました。

塩干加工品は、シラス干と魚卵類は入荷数量に恵まれ、ウナギ・秋鮭は単価高により売上高は伸びましたが、煉製品等は原料の高騰や新製品の不足などから販売数量が減少し売上減少となりました。

近年、消費者の食の安全・安心への関心が一層高まるなかで、取引先の要望も多様化し、集荷・販売に機動性とより良い商品の提供を課題に取り組んでまいりま

した結果、同部門の当年度の取扱数量194,799吨、取扱金額164,833百万円と前期に比べ数量で2.5%、金額で0.8%の減少となりました。

冷蔵倉庫及びその関連事業におきましては、昨年9月に船橋冷蔵庫を売却いたしました関係で厳しい状況が予想されましたが、AERO TRADING社（カナダ・バンクーバー市）が引き続き堅調に業績を伸ばしました結果、同部門の売上高は6,510百万円と前期に比べ20.7%の増加となりました。

不動産賃貸部門は、南大井社宅の賃貸化等により資産の有効活用を図りました。賃貸ビル等に一部テナントの異動と賃貸料の低下が顕著となりましたが、725百万円と前期に比べ2.7%の増加となりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は172,069百万円と前期に比べ0.2%の減少となり、経常利益は1,243百万円（前期経常利益527百万円）、当期純利益は1,271百万円（前期純損失987百万円）となりました。

また、当社の当期売上高につきましては、112,813百万円と前期に比べ1.2%増加し、売上総利益率の向上と販売諸経費の削減に努め経常利益は348百万円となりました。有価証券の売却益や固定資産売却損等を特別損益に計上しました結果、当期純利益は397百万円となりました。

連結の部門別売上構成につきましては、次のとおりであります。

（単位 百万円）

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
水 産 物 卸 売	164,833	95.8%	99.2%
冷 蔵 倉 庫 及 び そ の 関 連 事 業	6,510	3.8%	120.7%
不 動 産 賃 貸	725	0.4%	102.7%
合 計	172,069	100.0%	99.8%

(2) 当社グループの対処すべき課題

水産物卸売市場業界は、内外の情勢から取扱数量が伸び悩み、また、築地市場において本年4月1日より新決済システムが稼働いたしました。売掛金の決済遅延や貸倒れ等の懸念も払拭されず引き続き厳しい環境で推移すると思われます。

このような状況のなか、現況依然難しい経営環境にある当社グループは、抜本的に組織構造を見直し、経営改革し、株主の皆様のご期待にお応えすべく、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」を策定し、昨年4月より実行に入りました。

まず第一に、主要部門の卸売事業を再構築し、その強化と改善が最大の課題と認識し、グループ会社が一体となった顧客・商品・エリア戦略を展開し、市場規模の変動に合わせて規模の適正化・業務の効率化を推進いたします。また、売上高ではなく利益を重視した業務管理の徹底と人的・物的資源の有効活用を図り、不良債権を早期に処理し、有利子負債の圧縮に努めます。人事・組織面では、機動的なマネジメントをいたし、社員のモチベーション向上を図る人事制度の構築に努めます。3ヵ年計画の2年目として、特に本年度はグループ全体で「卸売事業における営業利益の継続的計上」、「不良債権の処理の完遂」に注力いたします。

当社グループは生鮮食料品の安定供給を担う卸売業者としての公共的使命を自覚し、経営の透明性に意を用い常に信頼される企業グループを指標し、業績の向上と経営基盤の強化に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、249百万円であり、主なものは豊海東都水産冷蔵(株)におけるプラットホーム低温化工事であります。

(4) 当社グループの資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関との間で、5,380百万円のタームローン契約を締結し、グループ会社を網羅した資金の効率的な運用を実施しております。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

①当社グループの営業成績及び財産の状況の推移

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
		第55期	第56期	第57期	(当期) 第58期
売 上 高(百万円)		192,044	180,349	172,341	172,069
経 常 利 益(百万円)		492	△ 473	527	1,243
当 期 純 利 益(百万円)		51	△ 3,397	△ 987	1,271
1株当たり当期純利益(円)		1.41	△ 93.65	△ 27.23	32.24
総 資 産(百万円)		35,055	35,633	31,894	32,853
純 資 産(百万円)		11,102	9,228	7,999	12,334

- (注) 1. 第56期より「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日 法務省令第7号)による商法施行規則の規定に基づいて、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 第56期の当期純利益(△3,397百万円)は、主として繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
3. △印は、損失を示しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成14年度 第55期	平成15年度 第56期	平成16年度 第57期	平成17年度 (当期) 第58期
売 上 高(百万円)	120,608	115,713	111,468	112,813
経 常 利 益(百万円)	152	△ 893	202	348
当 期 純 利 益(百万円)	△ 459	△ 3,467	△ 691	397
1株当たり当期純利益(円)	△ 11.41	△ 86.17	△ 17.19	9.89
総 資 産(百万円)	29,214	29,878	26,337	25,836
純 資 産(百万円)	10,486	8,449	7,444	9,515

- (注) 1. 第56期より「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日 法務省令第7号)による商法施行規則の規定に基づいて、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。
2. 第56期の当期純利益(△3,467百万円)は、主として繰延税金資産を取崩したことによるものであります。
3. △印は、損失を示しております。

II 当社グループ及び当社の概況

(平成18年3月31日現在)

(1) 当社グループの主要な事業内容

各種水産物及び加工品の卸売業並びに冷蔵倉庫業

(2) 当社グループの主要な事業所

①当 社

東 都 水 産 株 式 会 社	本 社	東京都中央区築地5-2-1
	工 場	同上

②子法人等（9社）

株式会社埼玉県魚市場	本 社	埼玉県さいたま市北区
千葉魚類株式会社	本 社	千葉県千葉市美浜区
川越水産市場株式会社	本 社	埼玉県川越市
釧路東水冷凍株式会社	本 社	北海道釧路市
AERO TRADING CO., LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	本 社	カナダ国バンクーバー市
東京大田魚市場株式会社	本 社	東京都大田区
豊海東都水産冷蔵株式会社	本 社	東京都中央区
関東コールド株式会社	本 社	千葉県船橋市

③持分法適用関連会社

川崎魚市場株式会社	本 社	神奈川県川崎市宮前区
-----------	-----	------------

(3) 株式の状況

- ①会社が発行する株式の総数 128,000千株
- ②発行済株式の総数 40,260千株
- ③株主数 5,454名

④大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
松 岡 冷 蔵 (株)	3,310	8.30	—	—
野 村 證 券 (株)	2,707	6.79	—	—
日 本 証 券 金 融 (株)	2,463	6.18	—	—
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	1,967	4.93	—	—
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,950	4.89	—	—
(株) み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,306	3.28	—	—
(株) ニ チ ロ	932	2.34	870	0.53
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	796	2.00	—	—
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	791	1.98	—	—
関 本 幸 也	701	1.76	—	—

- (注) 1. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社であります株式会社三菱UFJ
フィナンシャル・グループの株式1,752株（出資比率0.02%）を保有しております。
2. 当社は株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社であります株式会社みずほ
フィナンシャルグループの株式2,964株（出資比率0.02%）を保有しております。
3. 「みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託」
とは、株式会社みずほ銀行が所有している当社株式を退職給付信託として委託
した信託財産であり、議決権については株式会社みずほ銀行の指図により行使
されることになっております。
4. 上記以外に株式会社みずほフィナンシャルグループの株式355株、株式会社三
菱UFJフィナンシャル・グループの株式298株を退職給付信託として設定し
ておりますが、信託契約上当該株式（株主名簿上の名義は、みずほ信託銀行株
式会社退職給付信託口）の議決権は、当社が留保しております。
5. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
6. 当社株主和田栄一氏から大量保有報告書により当社の株式を平成17年12月22日
現在合計2,426千株（出資比率6.03%）所有している旨の報告を受けておりま
すが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株
主の状況には含めておりません。

⑤自己株式の取得、処分等及び保有

1. 取得株式

普通株式	69,490株
取得価額の総額	22,889,929円
上記のうち、第57回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式	
普通株式	60,000株
取得価額の総額	19,570,000円
買受けを必要とした理由	機動的な資本政策の遂行のため

2. 処分株式

株式交換に代用した株式	
普通株式	116,250株
処分価額の総額	33,947,325円

3. 決算期における保有株式

普通株式	3,876株
------	--------

(4) 従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
464名(182名)	△12名

(注)従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名(50名)	△4名	43.3歳	20.6年

(注)従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 企業結合の状況

①重要な子法人等及び関連会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)
(連結子法人等)			
(株) 埼 玉 県 魚 市 場	376	水産物卸売、冷蔵倉庫及び その関連事業、不動産賃貸	100.0
千 葉 魚 類 (株)	475	水産物卸売	89.7 (15.7)
川 越 水 産 市 場 (株)	50	水産物卸売	100.0
釧 路 東 水 冷 凍 (株)	30	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工冷蔵倉 庫業)	100.0
AERO TRADING CO., LTD.	(千C\$) 1,362	冷蔵倉庫及びその関連事業 (水産物の製造加工)	98.4
SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.	(千C\$) 2,400	不動産賃貸	100.0 (50.0)
東 京 大 田 魚 市 場 (株) * 1	268	水産物卸売	47.5
豊 海 東 都 水 産 冷 蔵 (株) * 1 * 2	180	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0 (50.0)
関 東 コ ー ル ド (株)	30	冷蔵倉庫及びその関連事業	100.0 (30.0)
(持分法適用関連会社)			
川 崎 魚 市 場 (株)	200	水産物卸売	50.0

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で表示しております。

(株)東京魚市場商事及び(株)川越魚市場は、清算結了につき子法人等より削除しております。

- * 1. 商法第211条ノ2第5項を適用して算出した議決権比率は100分の50以下のため商法上は子会社ではありませんが、実質的に支配しているため子法人等としたものであります。
- * 2. 商法第211条ノ2第5項を適用して算出した議決権比率は100分の50以下のため商法上は子会社ではありませんが、実質的に支配しているため子法人等とした会社の持分を含めております。

②企業結合の経過及び成果

当社の連結決算における連結対象会社は前記①「重要な子法人等及び関連会社の状況」に記載の9社であり、持分法適用会社は1社であります。成果につきましては「当社グループの営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

なお、「フレッシュ東水中期3ヵ年計画」の基本方針の一つであります『不採算事業・リスク事業からの早期撤退』を踏まえ、㈱東京魚市場商事は平成17年12月13日に、また、㈱川越魚市場は平成18年3月22日にそれぞれ清算を結了いたしました。

(6) 主要な借入先

借 入 先	期末借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	議決権比率
	百万円	千株	%
㈱ み ず ほ 銀 行	3,190	1	0.00
㈱ 三 菱 東 京 U F J 銀 行	885	1,950	4.89
中 央 三 井 信 託 銀 行 ㈱	700	—	—
農 林 中 央 金 庫	700	—	—
㈱ 横 浜 銀 行	500	—	—

(注) 株式会社みずほ銀行は、標記以外に当社株式1,967千株をみずほ信託銀行株式会社へ信託財産として委託しております。信託約款上、議決権の行使及び処分権については、株式会社みずほ銀行が指図権を留保しております。

(7) 取締役及び監査役

会社における地位及び担当または主な職業	
代表取締役社長	関本幸也
代表取締役専務取締役 (営業本部長)	関本吉成
常務取締役 (営業副本部長)	高木邦幸
常務取締役 (営業副本部長)	押方翼
常務取締役 (総務部門担任)	田中稔
取締役 (特種部長)	二葉雅幸
取締役 (冷凍塩魚部長)	森高規之
取締役 (総務部長)	篠崎政文
取締役 (経理部長)	青山憲夫
常勤監査役	立石實郎
常勤監査役	大網勝昭
監査役	桑原宣博
監査役	河合健一郎

- (注) 1. 平成17年6月29日開催の当社第57回定時株主総会において、篠崎政文、青山憲夫の両名が取締役に、立石實郎、河合健一郎の両名が監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。なお、新監査役両名の任期は前任者の任期の満了時までとなっております。
2. 平成17年6月29日開催の当社第57回定時株主総会終結の時をもって、取締役五十嵐勝郎、増田忠市、山本順義、立石實郎の4名及び監査役吉武修、柿沼洋三の両名は退任いたしました。
3. 桑原宣博、河合健一郎の両名は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

(単位 百万円)

区 分	取 締 役		監 査 役	
	支 給 人 員	支 給 額	支 給 人 員	支 給 額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	13名	74	6名	14
株主総会決議に基づく退職慰労金	5名	52	2名	0
計		126		15

- (注) 1. 前記の他に使用人兼務取締役の使用人分給与相当額(賞与を含む)を6名に対し、34,568千円支払っております。
2. 取締役に対する役員報酬の限度額は、月額21百万円以内で使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。(第45回定時株主総会にて承認)
3. 監査役に対する役員報酬の限度額は、月額450万円以内(第46回定時株主総会にて承認)
4. 当期末現在の人員は取締役9名、監査役4名であります。

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社及び当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額(千円)
1. 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	16,500
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	16,500
3. 上記2.のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	16,500

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、3.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

III 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	14,009	流動負債	12,323
現金・預金	1,254	支払手形	136
受取手形	52	受託販売未払金	281
売掛金	7,108	買掛金	2,971
商品	4,232	短期借入金	7,535
荷主前渡金	615	未払法人税等	18
短期貸付金	1,695	未払消費税等	45
その他の流動資産	185	未払費用	305
貸倒引当金	△ 1,135	預り金	894
固定資産	11,827	賞与引当金	57
有形固定資産	2,629	その他の流動負債	78
建物	846	固定負債	3,996
機械装置	162	退職給付引当金	798
工具器具備品	22	役員退職慰労引当金	91
土地	1,597	繰延税金負債	2,331
その他	0	再評価に係る繰延税金負債	408
無形固定資産	184	長期預り保証金	366
借地権	172	負債合計	16,320
その他の無形固定資産	12	(資本の部)	
投資その他の資産	9,013	資本金	2,376
投資有価証券	7,093	資本剰余金	960
子会社株式	965	資本準備金	953
長期貸付金	489	その他資本剰余金	7
破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権	1,839	自己株式処分差益	7
その他	259	利益剰余金	2,620
貸倒引当金	△ 1,634	利益準備金	594
資産合計	25,836	任意積立金	1,313
		退職手当基金	110
		特別償却準備金	1
		固定資産圧縮積立金	149
		別途積立金	1,053
		当期末処分利益	712
		土地再評価差額金	271
		株式等評価差額金	3,288
		自己株式	△ 1
		資本合計	9,515
		負債及び資本合計	25,836

(注) 記載金額は百万円未満切捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(自 平成17年 4月 1日)
(至 平成18年 3月 31日)

科 目	金	額
経常損益の部	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		
売上高	112,813	112,813
営業費用		
売上原価	107,672	
販売費及び一般管理費	4,791	112,464
営業利益		349
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	134	
その他の営業外収益	83	217
営業外費用		
支払利息	140	
その他の営業外費用	77	217
経常利益		348
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	331	
厚生年金基金解散分配金	27	358
特別損失		
固定資産売却損失	417	
減損損失	6	
ゴルフ会員権売却損	5	428
税引前当期純利益		279
法人税、住民税及び事業税		2
法人税等調整額		△ 120
当期純利益		397
前期繰越利益		190
土地再評価差額金取崩額		124
当期未処分利益		712

(注) 記載金額は百万円未満切捨てて表示している。

注記事項

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①商 品 個別法による原価法

②有 価 証 券

子会社株式及び 総平均法による原価法

関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

③デリバティブ

時価法

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法

なお、賃貸住宅・社宅の一部及び平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞 与 引 当 金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

③退職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成17年4月1日以降に開始する営業年度に係る計算書類から適用されていることによる。これにより税引前当期純利益は6百万円減少している。

2. 貸借対照表関係

- (1) 子会社に対する短期金銭債権 745百万円
子会社に対する短期金銭債務 979百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,564百万円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等がある。
- (4) 担保に供している資産
有形固定資産 609百万円
投資有価証券 833百万円
- (5) 保証債務 49百万円
- (6) 投資有価証券のうち、5,517百万円については、貸株に供しており、その担保として受け入れた金額を流動負債の預り金として800百万円計上している。
- (7) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上している。
- ①再評価を行った日 平成14年3月31日
- ②再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。
- ③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 211百万円
- (8) 役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金である。
- (9) 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は3,288百万円である。

3. 損益計算書関係

- (1) 子会社に対する売上高 3,977百万円
- (2) 子会社からの仕入高 5,216百万円
- (3) 子会社との営業取引以外の取引高 66百万円
- (4) 1株当たり当期純利益 9円89銭
- (5) 減損損失

当期において、当社は以下の資産について減損損失を計上した。

場 所	用 途	種 類
福岡県福岡市城南区	遊休資産	土地
青森県下北郡大畑町 他	遊休資産	投資不動産

当社は、減損損失の算定にあたり、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングしている。なお、事業の用に直接供していない遊休資産については個別に取り扱った。

上記資産については、遊休状態にあり、今後の使用見込みが未定であり、かつ、土地の市場価格が下落しているため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6百万円）として特別損失に計上した。内訳は、土地5百万円及び投資その他の資産「その他」0百万円である。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、路線価に基づき評価している。

利 益 処 分 案

摘 要	金 額
当期未処分利益	712,584,548 円
任意積立金取崩額	
固定資産圧縮積立金取崩額	39,063,573
特別償却準備金取崩額	40,376,441
合 計	752,960,989
利益処分量	
株主配当金 1株につき3円	120,768,372
別途積立金	400,000,000
次期繰越利益	232,192,617

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 11 日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 小野 隆 良 ㊤
業務執行社員
指定社員 公認会計士 松浦 康 雄 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更の注記に記載のとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次の通り報告します。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的ではない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成 18 年 5 月 13 日

東 都 水 産 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 立 石 實 郎 ㊟

常勤監査役 大 網 勝 昭 ㊟

監 査 役 桑 原 宣 博 ㊟

監 査 役 河 合 健 一 郎 ㊟

(注) 桑原宣博、河合健一郎の両名は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	18,379	流動負債	14,874
現金及び預金	3,898	支払手形及び買掛金	4,511
受取手形及び売掛金	10,656	短期借入金	8,318
たな卸資産	4,895	未払法人税等	94
繰延税金資産	7	賞与引当金	84
その他	1,008	その他	1,864
貸倒引当金	△ 2,086	固定負債	5,617
固定資産	14,473	長期借入金	121
有形固定資産	5,826	退職給付引当金	1,682
建物及び構築物	2,061	役員退職慰労引当金	146
機械装置及び運搬具	556	繰延税金負債	2,343
土地	3,137	再評価に係る繰延税金負債	408
その他	70	その他	915
無形固定資産	221	負債合計	20,492
連結調整勘定	18	(少数株主持分)	
借地権等	203	少数株主持分	26
投資その他の資産	8,425	(資本の部)	
投資有価証券	7,670	資本金	2,376
破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権	2,895	資本剰余金	1,017
その他	440	利益剰余金	5,066
貸倒引当金	△ 2,581	土地再評価差額金	271
資産合計	32,853	株式等評価差額金	3,307
		為替換算調整勘定	296
		自己株式	△ 1
		資本合計	12,334
		負債、少数株主持分及び資本合計	32,853

(注) 記載金額は百万円未満切捨てて表示している。

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

科 目	金	額
経常損益の部	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		
売上高	172,069	172,069
営業費用		
売上原価	162,888	
販売費及び一般管理費	7,813	170,701
営業利益		1,368
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	37	
貸入	14	
持分法による投資利益	30	
その他の営業外収益	77	211
営業外費用		
支払利息	164	
その他の営業外費用	172	336
経常利益		1,243
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益	430	
労災保険戻入益	185	
厚生年金基金解散分配金	50	
貸倒引当金戻入額	22	689
特別損失		
固定資産売却損	417	
貸倒引当金繰入額	99	
減損損失	6	
ゴルフ会員権売却損	5	527
税金等調整前当期純利益		1,405
法人税、住民税及び事業税		222
法人税等調整額		△ 55
少数株主損失		33
当期純利益		1,271

(注) 記載金額は百万円未満切捨てて表示している。

注記事項

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子法人等の数
連結子法人等の名称
9社
㈱埼玉県魚市場、千葉魚類㈱、川越水産市場㈱、釧路東水冷凍㈱、AERO TRADING CO.,LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.、東京大田魚市場㈱、豊海東都水産冷蔵㈱、関東コールド㈱
 - (2) 非連結子法人等の数
会社の名称
連結の範囲から除いた理由
2社
辰巳産業㈱、㈱埼玉
非連結子法人等は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外している。
 - (3) 連結子法人等の異動
会社清算による減少
2社
㈱川越魚市場、㈱東京魚市場商事
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社
会社の名称
1社
川崎魚市場㈱
 - (2) 持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社の状況
会社の名称
非連結子法人等
関連会社
持分法を適用しない理由
辰巳産業㈱、㈱埼玉
東都小揚㈱、埼玉魚市場水販㈱
各社は当期純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等のうち、AERO TRADING CO.,LTD.、SUNNY VIEW ENTERPRISE LTD.及び関東コールド㈱の決算日は12月31日であり、また釧路東水冷凍㈱、豊海東都水産冷蔵㈱の決算日は1月31日である。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。
4. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①たな卸資産
個別法による原価法
 - ②有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの
総平均法による原価法
 - ③デリバティブ
時価法
 - (2) 有形固定資産の減価償却の方法
定率法
なお、当社の賃貸住宅・社宅の一部、当社及び国内連結子法人等の平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法

- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - ②賞与引当金 当社及び国内連結子法人等は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、会計基準変更時差異（385百万円）については、15年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。
 - ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び連結子法人等のうち2社が内規に基づく期末要支給額を計上している。
- (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、在外子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (6) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用している。
- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっている。
- (8) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
- (9) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っている。

会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成17年4月1日以降に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されていることによる。これにより税金等調整前当期純利益は6百万円減少している。

連結貸借対照表の注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,628百万円
- (2) 担保に供している資産
有形固定資産 738百万円
投資有価証券 833百万円
- (3) 投資有価証券のうち、5,517百万円については、貸株に供しており、その担保として受け入れた金額を流動負債の預り金として800百万円計上している。
- (4) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上している。
- ①再評価を行った日 平成14年3月31日
- ②再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定している。
- ③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 211百万円

連結損益計算書の注記

- (1) 1株当たり当期純利益 32円24銭
- (2) 減損損失
当連結会計年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上した。

場 所	用 途	種 類
福岡県福岡市城南区	遊休資産	土地
青森県下北郡大畑町 他	遊休資産	投資不動産

当社は、減損損失の算定にあたり、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングしている。なお、事業の用に直接供していない遊休資産については個別に取り扱った。

上記資産については、遊休状態にあり、今後の使用見込みが未定であり、かつ、土地の市場価格が下落しているため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6百万円）として特別損失に計上した。内訳は、土地5百万円及び投資その他の資産「その他」0百万円である。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却可能価額により測定しており、路線価に基づき評価している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月11日

東都水産株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 野 隆 良 ㊤
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 松 浦 康 雄 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、東都水産株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い東都水産株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、会計方針の変更の注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及び連結損益計算書)に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月13日

東都水産株式会社 監査役会

常勤監査役 立石 實 郎 (印)

常勤監査役 大網 勝 昭 (印)

監査役 桑原 宣 博 (印)

監査役 河合 健一郎 (印)

(注) 桑原宣博、河合健一郎の両名は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
(お問合せ先)	〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目17番7号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
株式取扱手数料	名義書換手数料 無 料 単元未満株式買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載新聞	日本経済新聞 なお、当会社の決算情報は、ホームページ (http://www.tohsui.co.jp/)にIR情報として掲載 しておりますので、こちらでご覧いただけます。